

成田市肥料価格高騰対策緊急支援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、深刻化するウクライナ情勢の影響による肥料価格の高騰により、厳しい経営環境に置かれている市内農業者を迅速に支援するため、成田市肥料価格高騰対策緊急支援給付金（以下「給付金」という。）を予算の範囲内において給付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 給付金の給付を受けることのできる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に居住し、農業経営を行っている個人又は、市内に本店を有し、農業を事業目的としている法人
- (2) 所得税法（昭和40年法律第33号）の規定に基づき農業所得（同法第2条第1項第35号の農業所得をいう。）の申告を行っていること
- (3) 令和4年12月2日現在、農業を営んでおり、引き続き農業を継続すること
- (4) 農地法（昭和27年法律第229号）などの農業関連法令に反する行為をしていないこと

2 前項の規定にかかわらず、給付対象者（法人にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、給付対象者としなない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情報を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(給付額)

第3条 給付金の給付額は、個人の場合は、令和3年分所得税確定申告に係る収支内訳書（白色申告の場合）又は青色申告決算書、法人の場合は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に終了した事業年における決算書に記載のある肥料費（以下「令和3年肥料費」という。）に、別表に定める計算式により令和3年肥料費に肥料費の高騰率を乗じ、令和4年肥料費の額（以下「令和4年肥料費」という。）及び令和5年肥料費の額（以下「令和5年肥料費」という。）

費」という。)を算出し、令和5年肥料費から令和4年肥料費を差し引いた額に1割を乗じた額とする。

- 2 前項の規定により給付金の額を算定する場合において、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 給付金の額は50万円を上限とする。
- 4 給付金は1回限り交付するものとする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第4条 給付金に係る申請受付開始日は令和5年1月4日とし、申請期限は令和5年3月17日までとする。

(申請等)

第5条 給付対象者が給付金の給付を受けようとするときは、成田市肥料価格高騰対策緊急支援給付金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 「誓約・同意事項等」チェックシート(様式第2号)
- (2) 給付金算出シート(様式第3号)
- (3) 令和3年分所得税確定申告に係る収支内訳書(白色申告の場合)又は青色申告決算書、若しくは、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に終了した事業年度における決算書(肥料費の確認ができるもの)
- (4) 本人確認書類の写し又は履歴事項全部証明書(発行日より3月以内)
- (5) 給付金の振込先金融機関、支店名、口座番号、口座種別及び口座名義人が確認できるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による申請をもって、当該申請に係る実績報告があったものとみなす。

3 第6条第1項の規定による給付金の決定があったときは、第1項の規定による申請をもって、給付金の額の確定に係る請求があったものとみなす。

(給付金の決定)

第6条 市長は、給付対象者から前条の申請があった場合は、内容を確認し、給付の可否を決定し、成田市肥料価格高騰対策緊急支援給付金給付(不給付)決定通知書(様式第4号)により前条第1項の規定による申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知をもって、当該申請に係る確定の通知を行ったものとみなす。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第7条 給付対象者が第4条に規定する給付申請期限までに第5条の申請を行わなかった場合は、給付金の受給を辞退したものとみなす。

2 給付対象者から提出された第5条の申請書に不備があり、市が補正を求めたにもかかわらず、当該申請書の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(給付金の取消し)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の決定を受けた者がいるときは、給付金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(給付金の返還)

第9条 市長は、前条の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に給付金が給付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年12月23日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条及び第9条の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

別表

令和4年肥料費	令和3年肥料費×1.115
令和5年肥料費	令和3年肥料費×1.115×1.4

備考 この表の数式において、令和3年肥料費と比較した令和4年肥料費の高騰率を1.115とし、令和4年肥料費と比較した令和5年肥料費の高騰率を1.4とする。

様式第1号 (第5条関係)

成田市肥料価格高騰対策緊急支援給付金交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

(あて先)成田市長

(申請者)
住所又は所在地

法人等名称
氏名又は代表者

印

電話番号
(日中連絡がつく連絡先)

成田市肥料価格高騰対策緊急支援給付金の給付を受けたいので、成田市肥料価格高騰対策緊急支援給付金交付要綱第5条の規定により、別紙のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 申請内容

給付金交付申請額				0	0	0	円
----------	--	--	--	---	---	---	---

2 給付金の振込先

(該当するものを○で囲んでください。)

金融機関名	銀行・信用金庫・農協・その他
店名	本店・支店・支所
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ 口座名義人	

3 関係書類

No.	提出書類		確認欄
1	「誓約・同意事項等」チェックシート（様式第2号）		<input type="checkbox"/>
2	給付金算出シート（様式第3号）		<input type="checkbox"/>
3	令和3年 収支内訳書 又は 青色申告決算書 若しくは 令和3年1月1日から令和3年 12月31日までの間に終了し た事業年における決算書（税務 署へ提出したこと及び肥料費の 金額が確認できるもの）	〈白色申告の場合〉 所得税の収支内訳書の控えの写し	<input type="checkbox"/>
		〈青色申告の場合〉 所得税の青色申告決算書の控えの写し	<input type="checkbox"/>
		〈法人の場合〉 決算書の写し	<input type="checkbox"/>
4	本人確認書類 又は 履歴事項全部証明書	〈本人確認書類の写し〉 運転免許証（両面）、個人番号カード（表面）な ど	<input type="checkbox"/>
		〈法人の場合〉 履歴事項全部証明書（発行日より3か月以内） 但し、農業経営基盤強化促進法の規定により農 業経営改善計画の認定を受けている場合 又は、農 地法第6条の規定により成田市農業委員会へ農地 所有適格法人の報告書を令和4年度中に提出して いる場合は省略することができる。	<input type="checkbox"/>
5	給付金の振込先金融機関、支店 名、口座番号、口座種別及び 口 座名義人が確認できるもの	通帳の表面及び1ページ目の写し	<input type="checkbox"/>
6	そのほか市長が必要と認めるもの		<input type="checkbox"/>

様式第2号（第5条関係）

「誓約・同意事項等」チェックシート

※下記の内容を確認し、「□」にチェックを入れてください。チェックできないものがある場合は本給付金の対象外となります。

<input type="checkbox"/>	1 令和4年12月2日現在、農業を営んでおり、本給付金の給付後も、引き続き農業を継続する。
<input type="checkbox"/>	2 農地法などの農業関連法令に反する行為をしていない。
<input type="checkbox"/>	3 暴力団等の反社会的勢力または、反社会的勢力と関係を有している者ではない。また、暴力団等に関する団体ではない。
<input type="checkbox"/>	4 申請した内容について、本市が確認の必要がある場合には、庁内関係課に住民情報や農家情報等を確認することに同意する。

上記の「誓約・同意事項等」の内容について、相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

（あて先）成田市長

住所又は所在地

法人等名称

氏名又は代表者

Ⓔ

（自筆署名の場合は押印不要です）

給付金の算出シート

氏名： _____

R3肥料費 円

注1

R3肥料費 円 × 1.115 × 1.4

注2

注3

R3肥料費 円 × 1.115

注2

= R5肥料費 円

(1円未満は切り捨て)

= R4肥料費 円

(1円未満は切り捨て)

R5肥料費 円 - R4肥料費 円 = 高騰額 円

高騰額 円 × 0.1 = 給付金 円

注4

(1,000円未満は切り捨て)

注1 個人の場合は、令和3年分所得税確定申告に係る収支内訳書（白色申告の場合）又は青色申告決算書、法人の場合は、令和3年1月

1日から令和3年12月31日までの間に終了した事業年度における決算書に記載のある肥料費

注2 国の統計（農業物価指数）を参考にした令和3年から令和4年にかけての肥料費の高騰率

注3 国の統計（農業物価指数）などを参考にした令和4年から令和5年にかけての肥料費の高騰率

注4 給付金の給付率 1割（国と県が合計9割を支援することから市は1割を支援する。1,000円未満は切り捨て）

様式第4号（第6条関係）

令和 年 月 日

様

成田市長 小泉 一成

成田市肥料価格高騰対策緊急支援給付金給付（不給付）決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった成田市肥料価格高騰対策緊急支援給付金について、下記のとおり給付（不給付）することを決定したので通知します。

記

- 1 給付金額 円
- 2 不給付の理由